

令和4年度寒河江市空き家バンク利活用リフォーム事業補助金交付

要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家利活用による移住推進を図るため、本市の空き家バンクを利用して購入し、又は賃貸借する空き家の改修工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存する一戸建て住宅で、普段利用されていない又は今後利用される見込みのないものをいう。
- (2) 空き家バンク 市内の利活用可能な空き家を登録し、空き家の利用希望者に当該空き家を紹介する取組みをいう。
- (3) 若者世帯 申請時において世帯主又はその配偶者が40歳未満である世帯をいう。
- (4) 新婚世帯 空き家に係る購入又は賃貸借の契約を締結した日が婚姻した日から1年以内である世帯をいう。
- (5) 移住世帯 空き家の所在する場所へ住民票を異動した者又は居所を移したと市長が認める者で構成された世帯をいう。
- (6) 県外からの移住世帯 前号の移住世帯のうち令和3年4月1日以降に県外の市区町村から本市に住民票を異動した者を含む世帯（同日以降に県外の市区町村から県内の他の市町村に住民票を異動した後、本市に住民票を異動

した者を含む。)をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）

は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

(1) 自ら居住する住宅として、空き家バンクを利用し令和4年4月1日から翌年3月10日までに購入し、又は賃借した空き家を改修する者

(2) 空き家バンクを利用した移住世帯に対し令和4年4月1日から翌年3月10日までに空き家を賃貸し、かつ、改修する当該空き家の所有者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金の交付を行わないものとする。

(1) 寒河江市住宅建築推進事業補助金、寒河江市子育て定住住宅建築事業補助金、寒河江市木造住宅耐震改修事業補助金、その他寒河江市空き家バンク利活用リフォーム事業補助金と併用することができない補助金等の交付申請を同一年度に行う者

(2) 賃貸借の場合で、当事者間において相続関係にある者

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付対象となる改修工事（以下「補助対象工事」という。）は、

次に掲げるとおりとする。

(1) 台所、トイレ、浴室、洗面所等の水回りの改修工事

(2) 内装、屋根、外壁等の改修工事

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する改修工事は、補助対象工事としない。

(1) 過去に寒河江市住宅建築推進事業補助金を充てた空き家に係る改修工事

(2) 過去に寒河江市移住推進空き家利活用支援事業補助金を充てた空き家に係る改修工事

3 前条第1項第1号に規定する者が、賃借した空き家を改修する場合は、当該空き家所有者の承諾を得るものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助対象工事に要する経費（以下「補助対象経費」という。）は、消費税と地方消費税を含むものとする。

3 補助金の額の算定に当たっては、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金等交付申請書)

第6条 補助金等の交付を受けようとする者は、規則第5条の規定にかかわらず、令和4年度寒河江市空き家バンク利活用リフォーム事業補助金申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

2 申請書は、当該申請に係る補助対象工事に着手する前に市長に提出するものとし、添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 補助対象工事の見積書の写し
- (3) 補助対象工事を行う部位を明記した図面の写し
- (4) 補助対象工事着手前の写真
- (5) 契約予定者全員の納税証明書
- (6) 住民票謄本（続柄記載のもの）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助事業等の内容変更等の承認)

第7条 規則第7条第1項第1号の規定により補助対象工事の変更又は中止について承認を受けようとする者は、令和4年度寒河江市空き家バンク利活用リフォーム事業補助金交付変更（取下げ）申請書（様式第3号）を市長に提出しな

ければならない。

- 2 規則第7条第1項第1号ア及びイに規定する補助事業等の軽微な変更とは、補助金の額に変更が生じない補助対象経費の変更とする。

(工事完了報告書)

第8条 補助事業等実績報告書の様式は、規則第14条の規定にかかわらず、令和4年度寒河江市空き家バンク利活用リフォーム事業工事完了報告書(様式第4号。以下「完了報告書」という。)によるものとする。

- 2 完了報告書は、補助対象工事が完了した日から20日を経過した日又は令和5年3月10日のいずれか早い日までに市長に提出するものとし、添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第5号)
 - (2) 空き家の購入又は賃貸借に係る契約書の写し
 - (3) 補助対象工事の領収書の写し
 - (4) 補助対象工事を行った部位を明記した図面の写し
 - (5) 補助対象工事完了後の写真
 - (6) 預金通帳の写し(口座情報が記載されている部分)
 - (7) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類
- (交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を取り消すことができる。

- (1) 偽りやその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) この要綱の規定に違反したとき。
 - (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) その他市長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合で、既に補助

金が交付されているときは、補助対象者に対し、期限を定めて補助金の返還を
求めるものとする。

- 3 補助対象者は、前項の規定により補助金の返還を求められた場合は、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(適用除外)

第10条 改修工事に当たり、本補助金の交付決定を受ける前に工事請負契約の締結又は着工を行った場合は、補助金の交付は行わない。

(帳簿等の保管)

第11条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

第3条第1号に定める交付対象者

区分		空き家の購入	空き家の賃借	
若者世帯、新婚世帯、 県外からの移住世帯への 該当の有無	若者世帯、新婚世帯、 県外からの移住世帯の 全てに該当	対象経費の2/3(上限400千円)	対象経費の1/2(上限300千円)	
	右欄のいずれか一つに 該当	若者世帯かつ 新婚世帯	対象経費の1/2(上限300千円)	対象経費の1/3(上限200千円)
		若者世帯かつ 県外からの移住世帯		
		新婚世帯かつ 県外からの移住世帯		
	右欄のいずれか一つに 該当	若者世帯	対象経費の1/3(上限200千円)	対象経費の1/4(上限150千円)
新婚世帯				
県外からの移住世帯				
若者世帯、新婚世帯、 県外からの移住世帯への 該当なし		対象経費の1/4(上限150千円)	対象経費の1/6(上限100千円)	

第3条第2号に定める交付対象者

区分		空き家の賃貸	
若者世帯、新婚世帯、 県外からの移住世帯への 該当の有無	若者世帯、新婚世帯、 県外からの移住世帯の 全てに該当	対象経費の1/2(上限300千円)	
	右欄のいずれか一つに 該当	若者世帯かつ 新婚世帯	対象経費の1/3(上限200千円)
		若者世帯かつ 県外からの移住世帯	
	右欄のいずれか一つに 該当	新婚世帯かつ 県外からの移住世帯	対象経費の1/4(上限150千円)
		若者世帯	
若者世帯、新婚世帯、 県外からの移住世帯への 該当なし	対象経費の1/6(上限100千円)		